

新型コロナウイルス感染症対策による小学校休校措置
(令和2年4月15日(水)から5月6日(水))
にかかる放課後児童クラブの対応について

第五ときわっ子

- ① 4月15日から4月21日 学校職員等が学校施設内で児童の見守り
(14時30分頃) その後、放課後児童クラブ第五ときわっ子で保育の実施
「学校給食あり、自習道具持参」
 - ② 4月22日～ 放課後児童クラブ第五ときわっ子
 - 13時00分から学童保育を実施します。
 - 7時50分から開所しますが、次の児童を対象として見守りします。
医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合(個々で判断してください。)
「弁当持参、自習道具持参」
- ※ 「職員の確保」及び「職員の健康管理」を考えて上記内容としました。